

静岡市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の適正な実施の確保及び健全な発達を図るため、社会福祉法人、社会福祉施設及び施行事務（以下これらを「社会福祉法人等」という。）について、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に基づき実施する指導監査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 法第22条に規定する社会福祉法人をいう。
- (2) 社会福祉施設 法第62条第1項に規定する社会福祉施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、幼保連携型認定こども園及び家庭的保育事業所等をいう。
- (3) 施行事務 法第20条に規定する事務をいう。

(種類及び内容)

第3条 指導監査の種類は、一般監査及び特別監査に区分する。

- 2 一般監査は、第5条第1項に規定する指導実施計画書に基づいて行う監査とし、形態は、実地監査及び書面監査とする。
- 3 実地監査は、社会福祉法人及び社会福祉施設の事務所並びに施行事務の実施場所において行う監査方法とする。ただし、監査の対象となる社会福祉法人等が多数である等の理由により実地監査を行うことが困難であると市長が認めるときは、あらかじめ指定した場所に書類等の携行を求めて行う方法によることができる。
- 4 書面監査は、社会福祉法人又は施行事務を実施する機関（以下「監査対象法人等」という。）から提出された監査資料に基づいて行う監査方法とする。
- 5 一般監査は、年1回実施するものとする。ただし、毎年度提出される報告書類による運営状況及び前回の指導監査の状況を勘案し、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認められる社会福祉法人については、3年に1回の実施とすることができる。
 - (1) 社会福祉法人本部の運営について法並びに関係法令及び通知（社会福祉法人に係るものに限る。）に照らし、別表第1に定める特に大きな問題が認められないこと。
 - (2) 当該社会福祉法人が経営する社会福祉施設等その実施する社会福祉事業に係る施設基準、運営費、報酬の請求等について別表第2に定める特に大きな問題が認められな

いこと。

- 6 前項ただし書の規定に該当する社会福祉法人が、会計監査人による監査等の支援を受け、当該会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号のいずれかに該当する場合において、毎年度提出される報告書類を勘案の上、当該社会福祉法人の財務状況の透明性及び適正性並びに経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると市長が認めるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、第1号及び第2号に該当する場合にあっては5年に1回、第3号に該当する場合にあっては4年に1回の実施とすることができる。
 - (1) 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している社会福祉法人において、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に、同条第1項第3号イの無限定適正意見（この項において「無限定適正意見」という。）又は同号ロの除外事項を付した限定付適正意見（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）（この項において「除外事項を付した限定付適正意見」という。）が記載された場合
 - (2) 会計監査人を設置していない社会福祉法人において、会計監査人による監査に準ずる監査（社会福祉法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査で、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査するものをいう。）が実施され、当該監査の監査報告に、無限定適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見が記載された場合
 - (3) 会計監査人を設置していない法人において、社会福祉法人監査指導要綱（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知別添）3（2）ウに規定する書類が提出された場合
- 7 第5項の規定にかかわらず、同項ただし書の規定に該当する社会福祉法人であって前項各号に掲げる場合に該当しない社会福祉法人が苦情解決への取組を適切に行っており、かつ、次の各号のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると市長が認める場合は、4年に1回の実施とすることができる。
 - (1) 福祉サービス第三者評価事業（福祉サービス第三者評価事業に関する指針について（平成16年5月7日付け雇児発第0507001号・社援発第0507001号・老発第0507001号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）に規定する福祉サービス第三者評価事業をいう。）を受審し、その結果について

て公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の社会福祉事業に限って福祉サービス第三者評価を受審している場合は、社会福祉法人全体の受審状況を勘案するものとする。）。なお、ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証取得施設を有する法人についても、これと同様とする。

（2）社会福祉事業に従事する者を養成する学校等の研修生の受け入れ又は介護相談員の受け入れに加え、ボランティアの受け入れ又は地域との交流が積極的に行う等地域社会に開かれた事業運営が行われていること。

（3）地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

8 新たに設立された社会福祉法人に対する一般監査については、当該法人の設立年度又はその次年度に実施するものとする。

9 特別監査は、次の事項に該当する場合に実施する監査とする。

（1）社会福祉法人等の経営等に重大な問題が生じ、又はその可能性があると認められる場合

（2）前回実施した一般監査に対する是正・改善計画の履行を特段の理由がなく怠っていると認められる場合

（3）不祥事等の発生により重点的又は継続的な指導監査が必要と認められる場合
(実施方針の策定)

第4条 保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課及び子ども未来局幼保支援課（同課が所管する事務に限る。）（以下「福祉総務課等」という。）の長（以下「福祉総務課長等」という。）は、毎年度当初に当該年度の一般監査の主眼事項及び着眼点を定めた実施方針を策定するものとする。

（実施計画）

第5条 福祉総務課長等は、毎年度当初に前条の実施方針及び次の事項を記載した指導実施計画書を作成し、保健福祉長寿局健康福祉部長及び子ども未来局次長（子ども未来局幼保支援課が所管する事務に限る。）（以下「健康福祉部長等」という。）に提出するものとする。

（1）対象とする社会福祉法人等

（2）実施方法

（3）実施時期

（4）指導監査を行う職員の職及び氏名

2 福祉総務課長等は、前項の計画書の作成に当たっては、社会福祉法人等の業務運営の

支障にならないよう配慮するものとする。

(指導監査班の編成)

第6条 指導監査は、福祉総務課等の職員2人以上で編成する指導監査班により行うものとし、その職員のうち1人は、原則として副主幹以上の職にあるものとする。

(監査の実施方法)

第7条 実地監査は、原則として次の方法で行う。

- (1) 福祉総務課長等は、監査日の2週間前までに対象となる監査対象法人等に対し、監査の期日、監査を行う職員の職及び氏名、監査の実施場所その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知し、当該監査期日の1週間前までに監査に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (2) 当該実地監査を行う職員は、当該監査対象法人等から提出された前号の資料及び前回の指導監査の指摘事項を十分に分析・検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておくものとする。
- (3) 当該実地監査を行う職員は、提出された指導監査の資料及び関係書類により当該監査対象法人等の理事長、理事、監事その他職員（以下「役職員」という。）から運営状況等について説明を求め、次条各号に掲げる事項について監査する。
- (4) 実地監査を行う職員は、実地監査の終了後、当該監査対象法人等の役職員の出席を求める、指導監査の結果について講評を行うものとする。
- (5) 講評に当たって、当該職員のみで判断することが困難であると認めるときは、後日、検討の上、別途必要な助言又は指導を行うものとする。

2 書面監査は、原則として次の方法で行う。

- (1) 福祉総務課長等は、対象となる監査対象法人等に対し、書面監査を行う旨、監査を行う職員の職及び氏名その他監査の実施に関し必要な事項を文書により通知し、あらかじめ定めた期日までに監査に必要な資料の提出を求めるものとする。
- (2) 当該書面監査を行う職員は、当該社会福祉法人等から提出された前号の資料及び関係書類により、次条各号に掲げる事項について監査する。

3 特別監査は、福祉総務課等及び関係各課で十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方法により行う。

(指導監査事項)

第8条 社会福祉法人等の指導監査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 組織運営の状況

- (2) 人事管理の状況
- (3) 資産負債の状況
- (4) 会計経理の状況
- (5) 前回の指導監査における指摘事項に対する改善状況
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(復命)

第9条 指導監査を行った職員は、指導監査終了後、速やかにその結果について復命書により福祉総務課長等に報告するものとする。

(指摘及び改善の確認)

第10条 市長は、指導監査の結果、改善又は是正を要する事項があるときは、社会福祉法人等にその内容を指摘し、その改善を文書により求めるものとする。

2 前項の指摘に対する改善の状況は、概ね1月の期限を付して監査対象法人等に報告を求めるほか、必要に応じて職員を派遣して、改善の状況を確認するものとする。

(指摘事項の改善状況の報告)

第11条 指導監査を行った職員は、前条第1項の規定に基づく指摘について同条第2項の規定に基づく改善状況の報告があったときは、健康福祉部長等に報告するものとする。

2 市長は、前条第1項の指摘に対し、改善がなされず、又は改善される見込みがないと認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

(台帳の調整)

第12条 福祉総務課長等は、社会福祉法人等の現況及び過去の監査状況を把握し、効果的な指導及び監査を行うために、社会福祉法人等指導改善状況管理台帳を作成し、指導監査の終了後必要事項を記入し、整理するものとする。

(指導監査実施結果の報告)

第13条 福祉総務課長等は、指導監査の実施結果を年度終了後遅滞なく健康福祉部長等に報告するものとする。

(指導監査実施結果等の公表)

第14条 市長は、別に定めるところにより指導監査の実施結果、第10条の規定により改善又は是正を要する事項として指摘し文書にて改善を求めた事項及び当該事項についての是正又は改善の状況について、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(静岡市社会福祉法人指導監査要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 静岡市社会福祉法人指導監査要綱（平成15年4月2日施行）

(2) 静岡市社会福祉施設等指導監査要綱（平成15年4月2日施行）

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

特に大きな問題	
区分	事項
1 法人の運営	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬が勤務実態に即して支給されていないこと。 (2) 役員等報酬規程が適切に定められていないこと。 (3) 役員等が長期欠員となっていること。 (4) 監事が機能していないこと。 (5) 理事会及び評議員会が設置されていない又は機能していないこと。
2 法人の資産管理及び会計管理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定の個人又は特殊な関係にある少数の者が法人資産を独占していること。 (2) 特定の個人又は特殊な関係にある者が所定の手続きを経ずに法人資産を処分し、貸与し、又は担保に供していること。 (3) 法人が不要な資産を不適切に取得し、又は所有していること。 (4) 契約が競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていないこと。 (5) 資金が当該法人外へ流出していること。 (6) 取引先からの多額の寄附があること。 (7) 長期借入金の償還が不履行となっていること。

	(8) 継続した社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていないこと（当期末支払資金残高に資金不足が生じ、かつ、当期活動収支差額に資金不足が生じていることをいう。）。
3 その他	(1) 法第59条の2第1項の規定による公表等が行われていないこと。 (2) 指導監査結果の指摘事項について、改善措置が講じられていないこと。 (3) その他市長が特に大きな問題があると認める事項があること。

別表第2（第3条関係）

特に大きな問題	
区分	事項
1 施設最低基準等	(1) 直接処遇職員等が配置基準を満たしていないこと。 (2) 居室等が施設最低基準を満たしていないこと。 (3) 居室等を不適当に転用していること。 (4) 耐震性能が劣る施設において、具体的な対策がとられていないこと。 (5) 入所者への虐待が行われていること。 (6) 入所者への身体拘束が不適切に行われていること。 (7) 苦情処理体制が整っていないこと。
2 施設・事業の会計管理	(1) 資金が法人外へ流出していること。 (2) 施設整備及び施設運営が、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われていないこと。 (3) 現金、預金及び有価証券の管理が不適切であること。

	<ul style="list-style-type: none">(4) 取引先からの多額の寄附があること。(5) 介護報酬等が不正に請求されていること。(6) 会計処理に多くの不備があること。(7) 内部けん制体制に不備があること。
3 その他	<ul style="list-style-type: none">(1) 指導監査結果の指摘事項について、改善措置が講じられていないこと。(2) その他市長が特に大きな問題があると認める事項があること。